



三労発基0201第2号

令和5年2月1日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長

(公印省略)

労働安全衛生関係法令の規定に基づき選任等が求められる者の選任要件等における高等学校卒業程度認定審査合格者の取扱いについて

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき選任等が求められる者について、当該選任要件等の一部に、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者であることを規定しているものがあります。

また、当該規定では、学校教育法による高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者も同様に選任等の対象としています。

先般、文部科学省は、学校教育法第90条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定により大学に入学した者（いわゆる「大学への飛び入学者」）について、入学した大学での一定の単位修得等を要件として、高等学校において3年の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを文部科学大臣が審査し、認定する制度（以下「高等学校卒業程度認定審査制度」という。）が創設され、令和4年4月1日から施行されています。

高等学校卒業程度認定審査制度の合格者に対する安全衛生関係の選任要件等の適用について、別添の通達のとおり取り扱うこととなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。